

令和4年度第3回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年6月15日

場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和4年6月15日(水) 午後2時07分

3. 閉 会 日 時 令和4年6月15日(水) 午後2時45分

4. 出席農業委員(17名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(1名)

6番 小笠原秋彦君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	切田地区	若沢弘幸君
切田地区	中川原彰造君	大深内地区	斗沢信一君
大深内地区	大平靖四郎君	伝法寺地区	工藤美江子君
東部地区	山端至誠君	藤坂地区	松田賢志君
六日町地区	竹ヶ原竹夫君		

7. 会議に付した案件

- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第16号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第17号 農地等の現況について（十和田市）
- 報告第18号 農用地利用配分計画の認可について
- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第15号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第16号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第17号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

11番 外山康仁君 13番 箕輪展忠君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年6月6日に告示招集いたしました、令和4年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 外山 康仁 委員、13番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページです。農地法によるものが、合計3件8筆28,810平方メートルです。今後の意向につきましては、22番と24番は今後別人と貸借の予定です。23番は、別人と農地法第3条による売買の予定で、今回議案として上程されております。3ページです。中間管理事業によるものが、1件2筆1,009平方メートルです。今後の意向は、自ら耕作となっております。協力金の返還はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから8ページです。今回は合計12件63筆139,937平方メートルです。8ページ24番のみ時効取得による所有権の取得で、その他はすべて相続によるものです。24番の時効取得については、10年以上にわたり善意かつ過失のない状態で使用していたことから、民法第162条の規定により所有者の承諾を得て、時効により所有権を取得したものです。15番と20番につきましては、単有部分と共有部分の権利取得がございます。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。なお、7ページの18番の元町西五丁目131-9、332平方メートルの農地につきましては、今回農地法第4条で転用許可申請があり議案として上程されております。今回、あっせんの希望はございません。なお、農地以外の用途になっているものにつきましては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）9ページをお願いいたします。報告第16号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から、別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、3件4筆242,00平方メートルです。現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は6月8日に行っております。8番は①、②ともに藤坂郵便局から西に約100メートルの地点です。現況は、①の土地には看板が設置され、②は公衆用道路となっております。ともに農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。9番は十和田工業高校から北に約700メートルの地点です。申請地は、昭和38年建築の住宅の敷地となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現

況宅地であることから非農地と判断しております。10番はしまむら十和田店から東に約100メートルの地点です。申請地は、昭和50年建築の住宅の敷地となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）11ページをお願いいたします。報告第17号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。今回の照会は、2件7筆20,683平方メートルで、現地調査は6月6日に実施し、市への回答は6月8日に行っております。1番の①は、立石発電所から南東に約1.9キロメートルの地点です。現況は、農作物の作付けは行われておらず雑草が茂っていますが、草刈や耕起により農地として利用可能な状態です。②は立石発電所から北西に約900メートルの地点です。現状作付けは行われておりませんが、草刈等の管理がされている状態です。③は立石発電所から南東に約300メートルの地点です。現況は、農作物の作付けは行われておらず雑草が茂っていますが、草刈や耕起により農地として利用可能な状態です。④は立石発電所から南東に約300メートルの地点です。この農地は、農地パトロールにおいて荒廃農地A分類の緑区分に登録されております。現況は農作物の作付けは行われておらず雑草が茂っていますが、草刈や耕起等により農地として利用可能な状態です。⑤は立石発電所から南東に約1.9キロメートルの地点です。現況は牧草が作付けされております。⑥は立石発電所から南東に約1.2キロメートルの地点です。現況は作物は作付けされておきませんが、耕起されている状態です。2番は、一本木沢温泉から北に約150メートルの地点です。現況は人の背丈以上の雑木をはじめ草木が茂っている状態で、一定期間作付けされた形跡がない農地です。農業用機械だけでは耕起できませんが、重機と併用であれば農地として再生が可能な状態であり、荒廃農地A分類の黄色区分相当と判断されます。現地調査の結果、土地の現況はすべて農地で、買受適格証明の必要は有りとは回答いたしました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第18号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。まず、賃借権の設定は14ページから15ページです。合計6件17筆35,305平方メートルです。すべて新規の権利設定です。権利設定の期間は従前の権利設定期間の残りの期間となっており、14番が1年、15番が17年、16番が3年、17番、18番が5年、19番が9年となっております。次に、16ページです。使用貸借による権利の設定は、合計1件1筆1,674平方メートルで、設定期間は5年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、竹浦班長、芋田委員、小笠原和男委員の3名です。6月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）17ページをお願いいたします。議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は18ページから20ページです。なお、報告第14号の合意解約後の所有権移転に係る案件は、申請番号の29番です。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。14番竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計9件です。内訳は、所有権移転8件、賃借権設定1件で

す。はじめに所有権移転ですが、18ページの申請番号27番から30番までが、売買によるものです。続いて、18ページの申請番号31番、19ページの申請番号32番は親から子へ、19ページの申請番号33番、34番は義理の兄への贈与によるものです。次に賃借権設定は、20ページの申請番号10番、労力不足によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号に照らし審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えられます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。はい、9番。

委員（奥山博君）9番奥山です。確認でございます。ページにして18ページの27番の申請番号において、1番右の項目のところにですね譲受人の自家労力、農機具の所有状況と示してございます。ちなみに27番において労働力は2、農機具は2という形で書いてありますけれども、この場合も労働力の把握の仕方であって、年間の労働時間というカウントの制約がありますかということと同時にですね、農機具の所有状況にあって2という数字があつての場合、28番は10とありますけれども、農機具のカウントの仕方においてはどこまで機具としてカウントしてるかというところでございます。なお、これに付け加えていふならばですね、労働力は2ということではなく2人という言い方はできないのか、あるいは農機具にあつてですね2というのは2台という形で書かれないのかほとんどのものにはですね、平方メートルであつたり書いてるんだけどもね、あえてこれは書かないのはどういうことか、書くことができるかというのを含めて確認でございます。

議長（杉山秀明君）局長。

事務局長（横岡聖一君）ただ今の質問にわかる範囲でお答えします。労働力につきましては、時間につきましては農地法第3条の許可申請書には記載する欄はございませんので、1日何時間また年間何時間かは把握できませんが、従事日数という欄がございます。この件でありますと、お二人ご夫婦であると思うんですけど、従事日数180日という記載がございますので、日数で確認しているところですよ。また、農機具につきましては、乗用の機械といひますか、軽トラックも含めて、トラクター、田植え機等の乗用の機械を基本に農地法第3条の許可申請書に記載されておりますので、本人の申請に基づいて、許可申請書に基づいて記載されている台数を記入しております。また、単位につきましては検討させていただければと思います。

委員（奥山博君）はい、了解です。

議長（杉山秀明君）その他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

委員 退席

再開 午後2時27分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いいたします。議案第15号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は22ページです。今回は、合計3件14筆53,548平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。はじめに四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員、お願いいたします。

報告委員（工藤優美子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。10番は、令和4年5月25日午前10時、11番は同日午前11時、12番は同日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。3件とも出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするもので

す。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）工藤推進委員、ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第15号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

委員 着席

再開 午後2時31分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）23ページをお願いいたします。議案第16号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。24ページです。賃借権の設定の合計は、5件11筆27,845平方メートルです。今回はすべて新規の権利設定で、利用権の設定の期間もすべて5年と

なっております。次に、使用貸借に係るものが、27ページから32ページまでです。使用貸借の合計は、12件27筆65,239平方メートルです。27ページの19番のみ再設定で、その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、18番が10年、19番が1年、20番が10年、21番から31ページの27番までが5年、28番が10年、29番が3年となっております。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第16号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）33ページをお願いいたします。議案第17号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は34ページです。本件は先ほど相続による権利取得の届出でご報告した農地です。転用事由は、夫の実家暮らしの解消のため普通住宅を新築するものです。場所は、ちとせ小学校から南西に約300メートルの地点です。申請地は、沿道に上下水道の2管が埋設されており、かつ500メートル以内に小学校と保育園があるため、農地区分は第3種農地に該当します。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。

議長（杉山秀明君）3番 芋田 一弘 委員、お願いいたします。

報告委員（芋田一弘君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は、1件です。令和4年6月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において

聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 芋田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第17号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に、議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 35ページをお願いいたします。議案第18号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は36ページから38ページです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。6番の転用事由は、農地を貸借し、コンビニエンスストアを建築するものです。場所は、ヤマヨ十和田店から南西に約200メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件は開発行為の対象となります。7番の転用事由は、農地を売買で取得し4区画の宅地分譲地を造成するものです。場所は、東中学校から西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件は小規模開発行為の対象となります。次に8番の転用事由は、農地を売買で取得し2区画の宅地分譲地を造成するものです。場所は、北園幼稚園から北東に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。9番の転用事由は、農地を売買で取得し3区画の宅地分譲地を造成するものです。場所はちとせ小学校から東に約500メートルの地点です。農地区分は、こちらも都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。10番の転用事由は、農地を売買で取得し21棟の建売分譲

を行うものです。場所はちとせ小学校から南西に約300メートルの地点です。申請地は、沿道に上下水道の2管が埋設かつ500メートル以内に小学校と保育園があるため、農地区分は第3種農地に該当します。本件は、雑種地を含む非農地併用の事業です。また、開発行為の対象となります。11番の転用事由は、農地を売買で取得し4棟の建売分譲を行うものです。場所は、西小学校から南東に約150メートルの地点です。申請地は、沿道に上下水道の2管が埋設かつ500メートル以内に小学校と保育園があるため、農地区分は第3種農地に該当します。本件は、小規模開発行為の対象となります。12番の転用事由は、農地を売買で取得し1区画の宅地分譲地を造成するものです。場所は、西小学校から南西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。13番の転用事由は、農地を賃貸借し、資材置き場を整備するものです。場所は、上北農産加工から北西に約400メートルの地点です。申請地は、上下水道の2管埋設と500メートル以内に保育園と歯科医院があるため、農地区分は第3種農地に該当します。最後に14番の転用事由は、農地を売買で取得し、3棟の建売分譲を行うものです。場所は、十和田工業高校から北東に約850メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続して住宅を建築する事業のため、不許可の例外に該当し転用許可の見込があります。本件は、小規模開発行為の対象となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。

議長（杉山秀明君）12番 小笠原 和男 委員、お願いいたします。

報告委員（小笠原和男君）それでは農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、9件です。令和4年6月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小笠原委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ございませんか。2番。

委員（中野雄一郎君）2番の中野です。ちょっとわからないんですけど、転用の許可というのは1件ずつやっていくというのを前聞いたことあるんですけど、今回____というところが4件ほどあるんですけど同時、にやってもいいんですか。

議 長（杉山秀明君）局長。

事務局長（横岡聖一君）お答えいたします。同時に1回の総会というか案件で、複数で出てくることは問題ありません。ただ、この3件ともすべて完了するまで次の転用案件は出せないということになります。そういう意味での1件といいますか、1回といいますか。今回は4件でしたね、4件すべてが完了するまでこの業者は次の転用申請を出せないということになります。

委 員（中野雄一郎君）はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長（杉山秀明君）その他に、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時45分 —————